

⑭ ケイ酸質系塗布防水工事（無機仕様およびポリマー混入仕様）

監督員	現場代理人	主任技術者

令和〇〇年度〇〇〇号 〇〇〇工事
〇〇〇建設株式会社

作業番号	作業区分	1. 手順	2. 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 (災害に至る過程「～より、～して」+「～になる」と記述する)	3. 既存の災害防止対策	4. リスクの見積り			5. リスク低減措置案	6. 措置実施後のリスクの見積り			7. 対応措置		8. 備考
					重災害度の	可発能性の	優先度の		重災害度の	可発能性の	優先度の	措置実施日	確認資料	
1	使用材料のリスクアセスメントの確認	・教育の実施 ・SDSの理解確認	・取り扱い方法を間違えて災害が起こる ・保護具を使用しないで災害に遭う	・施工業者による教育	2~4	2~3	II	・化学物質のリスクアセスメント実施	2	2	II			
2	材料（重量物）の運搬ならびに保管	・シート類、製品缶、混和材などの運搬	・重量物を運搬して腰痛になる ・運搬中に重量物を落としたり転倒してケガをする	・台車、クレーンの活用 ・1本ずつ荷運びする ・安全靴を履く ・準備運動の実施	2~4	2~3	II	・腰痛対策ベルトの着用	2	2	II			
3	材料（危険物）の運搬ならびに保管	・溶剤系プライマー、接着剤 仕上塗料などの運搬	・火気により引火して火災になる ・こぼして環境に影響を及ぼす	・近くで火気を使わない ・密栓して運ぶ	2~4	2~3	II	・近くで火気を使わない ・規定倍数以下の保管を実施 ・エマルジョン系への代替	2	2	II			
4	施工時のリスクアセスメントの確認 (地下作業の場合)	・地下、暗所での作業	・酸素不足や換気不足により意識低下などの体調不良になる ・足元が見えにくく転倒などによりケガをする	・酸素濃度計、や送風機（給気及び排気）、照明設備や昇降設備の設置	1~4	3	III	・作業者へのリスクの周知徹底	1~2	1~2	II			
5	既存防水材の撤去 (改修工事の場合)	・ハツリ機、工具の使用	・既存防水材の粉塵を吸引して体調不良になる ・既存防水材が飛散してケガをする ・ハツリ機と接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	1~3	2	I	・撤去工具等の作業方法改善 ・集塵設備の使用 ・非撤去による工法の提案	1~2	1	I			
6	止水処理	・ハツリ機、ドリルの使用 ・止水用注入液の使用	・作業中に発生した粉塵を吸引して体調不良になる ・止水用注入液の接触や吸引により体調不良になる	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	1~3	2	I	・作業工程の改善、作業者の技術向上 ・より有害成分の少ない材料への代替	1~2	2	I			
7	下地調整作業	・金コテ、ローラー、刷毛の使用 ・粉体と混和液との混合	・粉体を取り扱った中に吸引して体調不良になる ・攪拌機と接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	2	2	II	・調合作業方法の工夫 ・より有害成分の少ない材料への代替	1	2	I			
8	ケイ酸質系塗布防水材塗り	・刷毛、左官ブラシ、コテの使用 ・粉体の混合	・粉体を取り扱った中に吸引して体調不良になる ・混合中の材料が飛散して接触することで体調不良になる ・攪拌機と接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	1~4	1~3	III	・作業者への作業方法の徹底 ・より有害成分の少ない材料への代替	1~3	1~2	I			
9	仕上塗料の塗布 (水系タイプ)	・ウールローラー、刷毛、吹付け器具の使用 ・材料の混合	・材料の直接吸入や接触によりカブレや体調不良になる ・攪拌機と接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	1~2	2	I	・使用する材料のSDSの確認を徹底する ・より安全性の高い材料への代替	1	2	I			
	仕上塗料の塗布 (溶剤系タイプ)	・ウールローラー、刷毛、吹付け器具の使用 ・材料の混合	・材料中の有機溶剤を吸入して体調不良になる ・材料の直接吸入、接触によりカブレや体調不良になる ・攪拌機と接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵・防毒マスク、保護メガネなど）の着用	1~4	1~3	III	・揮発成分の少ない材料への代替 ・水系材料、より有害成分の少ない材料への代替	1~3	1~2	II			
10	廃棄物の処理	・皮スキの使用	・金属容器を加工する際にケガをする ・未硬化の材料との接触によりカブレや体調不良になる	・軍手、ヘルメットの着用	2	2	II	・不浸透性手袋の着用 ・皮膚の露出が少ない長袖作業着の着用 ・加工しやすい容器への代替	1	1	I			

リスクの見積りの凡例：●災害の重篤度 5＝致命的 4＝重大・後遺症 3＝入院・長期離脱 2＝通院・短期 1＝けが程度
 ●発生の可能性 5＝極めて高い 4＝高い 3＝比較的高い 2＝可能性があり 1＝ほとんどない・可能性なし
 ●優先度 III＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 II＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。 I＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスク
 注意1：リスク低減措置案は具体的に記載すること。（悪い例：滑らないように注意する。 良い例：滑り止め〇〇を使用する。）
 注意2：対応措置の確認は、基本的には写真(1項目につき1枚)により確認する。写真で確認できない場合は、実施の記録等で確認する。
 注意3：「措置実施後のリスクの見積り」まで記載したものを施工計画書へ添付する。「対応措置」は措置実施日に記入し、完成検査前に確認資料を添付の上、監督職員に提出する。